

仕様書

第 1 章 総則

第1条 本仕様書は、伝統鮎やな設置工事に適用する。

第2条 本工事は、設計図書及び本仕様書によるものとする。

第3条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書の「本工事費内訳表」の費目
工種 種別 細別・規格、数量（単位）、「明細書」の名称・規格、数量（単位）、「単価表」
のうち工事目的物の材料にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。

第4条 第3者に及ぼした損害

工事契約書第28条第2項の、軽微なものとの範囲は、請負金額の100分の2以内とし、
これを越える部分については発注者の負担とする。

第 2 章 施工条件

第1条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 工事の期間及び規模

- ・本工事は、令和7年7月1日の鮎やな資材準備開始から令和7年12月19日の撤去完了までの172日間とする。
- ・鮎やな資材準備は令和7年7月1日から令和7年9月30日までの92日間で準備すること。
ただし、鮎やな資材の素材となる真竹・杉丸太・カマスは発注者が準備する。鮎やな資材とは、丸太馬・棚杭・じゃかご・立て簀・落て簀等の鮎やなを構成する部材一式を指す。
- ・鮎やな落て簀付近の実物大の模型を発注者が指定する場所に令和7年9月21日までに設置すること。
- ・設置工事は令和7年10月1日から令和7年10月31日までの31日間で設置すること。
- ・撤去工事は令和7年12月8日から令和7年12月19日までの12日間で撤去すること。
- ・設置完了から撤去開始までの期間の鮎やなの維持管理をすること。
- ・鮎やな資材を次年度の設置工事開始までの期間適切な管理で保管すること。現時点では、令和6年度に設置工事を担当した延岡市三須町の有限会社木村建設敷地内に保管している。

この資材を令和7年10月1日の工事着工に向け、鮎やな設置現場まで運搬することとする。なお、保管場所から設置現場までの片道運搬距離はL=3.1kmとする。

- ・設置工事に必要な孟宗竹を着工までに延岡市内より切り出す。切り出す場所については、延岡市と協議後決定する。なお、昨年度孟宗竹を切り出した場所は延岡市古城水源地付近で

ある。

2 施工内容

鮎やな設置に関する施工内容を下記に示す。

(1) 河底整地工 L=121.5m W=6.0m 程度

・本工事は、延岡五ヶ瀬川漁業協同組合が鮎やな架設する位置及びその周辺の河床整備工事を行った後に着手することとなる。

・本工事では、水位や河床等の高さを勘案し、不陸整正等を行う。

(2) 丸太馬組み立て L=106.5m (立簾の支え部分含む)

・後ろ馬 1 本の丸太杭を打ち込み、前馬 2 本と三脚に組み立てる。

・3 本の丸太杭を頂部で結束する。

(3) 棚組み立て L=106.5m

・丸太馬の頂部に棚カマスを設置できるように L=1.8m の竹を使用して棚を組立てる。

(4) 棚カマス石詰め L=106.5m

・ムシロで編んで袋状にしたカマスを事前に三脚の頂部に設置し、その袋内に重機及び人力により袋詰めを行う。

(5) 竹網立て簾 (竹網 H1000～1500) L=106.5m

・竹網を丸太馬に設置する。

(6) やらず玉石補強 L=106.5m

・丸太杭の足元を玉石で補強を行う。

・玉石などの資材は、事前に延岡五ヶ瀬川漁業協同組合が行う河床整備工事の中で河川敷に備蓄しているものを使用する。

(7) 棚用丸太打ち込み N=50 本

・落簾 (L=10.0m×W=7.0m) を支えるのに、1.0m 間隔に杭打ちを行う。

(8) 棚鮎やな落場 (L=10.0m×W=7.0m) A=70.0m²

・落テ簾を組み立てる

(9) じゃかご 2 箇所

・落簾の両端にじゃかごを設置し、その中に玉石を重機及び人力で詰め込む。

(10) 桟橋組み立て L=70m

・観光客が落簾に鮎が落ちるところを見てもらうため、桟橋を設置する。

・桟橋の資材は単管などリース資材とし幅員を 90cm 確保すること。

・維持補修時の重機が通行できるように一部解体し通行できるようにすること。

(11) その他

- ・丸太馬同土を連結することと、竹網を設置するための竹（L=7.0m）が100本程度必要になるが、その資材を準備すること。
- ・(1)～(10)までの施工内容は、鮎やな設置に関する内容であるが、撤去については設置内容を参考に撤去すること。
- ・観光客の安全を確保するため、河川敷から鮎やな落簾までの階段区間の安全対策を講じること。安全対策に必要な資材はリース品とする。

3 設置から撤去までの期間の維持管理に関すること。

鮎やな設置した日より令和7年12月19日までに撤去する。

設置期間中について、大雨や異常出水を想定し次の内容の維持管理を行うこと。

(1) 人力による鮎やな修繕

設置期間の内4日に1回（13日間程度）は、現場を見回り、鮎やなに異常がある場合は、その都度発注者の指示に従って、修繕作業を行うこと。

(2) 重機による鮎やな及び河床整備の修繕

設置期間の内3回程度1回あたりの作業日数を3日とする。

上記の修繕作業に伴って発生する資材等については、一般社団法人延岡観光協会が支給する。

4 公害関係

- ・本工事は、鮎などの生息している河川内で重機による作業となることと、下流に旭化成の工業用水の取水口があるため、重機のオイルなど流出による水質汚濁が生じないように、整備点検等については十分おこなうこと。
- ・台風などの異常出水により、設置した鮎やなが流出した場合には、速やかに流された資材を回収すること。
なお、流された状況などを確認し、軽微なものについては、変更の対象としないが、軽微なものでない場合は、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。
- また、作業に従事する人員の安全と衛生を守るために、労働安全衛生法を遵守すること。